

保育政策課
子ども家庭支援センター

港南四丁目保育室跡地における乳幼児一時預かり事業の実施について

令和3年度末で終了する港南四丁目保育室の跡地を活用して、あっぴい港南四丁目における乳幼児一時預かり事業を実施します。

1 事業実施場所（港南四丁目保育室跡地）等の概要

(1) 事業実施場所について

- ・所在地：港区港南四丁目2番4号（都営住宅内）
- ・構造：鉄筋コンクリート造24階建て 1階の一部
- ・延床面積：299.70㎡

(2) 使用許可条件について

- ・借受形態：行政財産使用許可
- ・使用目的：子育て支援施設の設置
- ・使用料：無償
- ・使用期間：平成31年1月1日から令和5年12月31日まで
※5年ごとに使用許可の更新

2 経緯等

港南四丁目保育室は、東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱（以下「地域開発要綱」といいます。）に基づく財政支援（無償の行政財産使用許可）を受け、都営住宅港南四丁目第3アパート4号棟1階の一部を活用して開設した保育室です。

平成25年4月の開設以降、0歳から2歳までの待機児童解消に大きく寄与してきましたが、周辺の保育定員の拡大が進んだことなどから、令和3年度末をもって終了することを決定しています。

なお、現在、都営住宅港南四丁目第3アパート4号棟1階においては、港南四丁目保育室とともに、地域開発要綱に基づき子育てひろばあっぴい港南四丁目及びみなど保育サポート港南四丁目を併設しています。

3 港南四丁目保育室跡地の活用検討について

港南四丁目保育室を含む上記3施設は、開設後、町会長をはじめとする地域の方々から温かい目で見守られながら運営してきました。都営住宅居住者をはじめとする地元住民からは、地域で子どもの賑やかな声や活気が絶えぬよう、港南四丁目保育室跡地についても、引き続き子育て支援施設としての活用を要望されています。

また、地域開発要綱に基づき整備することができる公共施設には地域関連施設などもあり、子育て支援施設に限られませんが、子育てひろばあっぴい港南四丁目やみなと保育サポート港南四丁目との連携などの面からも、子育て支援施設としての活用が最も財産活用の効果を期待することができます。

このため、引き続き子育て支援施設としての活用を検討しました。

4 乳幼児一時預かり事業の実施の必要性について

子育て広場等事業（あっぴい）は、子育てひろば事業と乳幼児一時預かり事業を行うことにより、乳幼児の保護者の子育てを支援することを目的としていますが、あっぴい港南四丁目は、施設の面積的条件から乳幼児一時預かり事業を実施しておらず、現在、周辺の一時的預かり需要に対しては主にあっぴい港南で対応している状況です。

近年、子育てに対するニーズが多様化し、一時預かりの需要は増加傾向にあります。また、あっぴいにおける乳幼児一時預かり事業の利用者数は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から一時的に減少したものの、直近では需要は回復しており、必要性は増えています。

また、港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）策定に当たり令和元年6月に港区子ども・子育て会議から受けた答申においては、在宅子育て家庭に対する支援の拡充に努め、一時預かり事業などの定員を拡大することが意見として述べられています。

【参考】乳幼児一時預かり事業実施状況

施設名	所在地	利用定員	利用者数（人）		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
あっぴい麻布	六本木五丁目12番24号	15人	5,300	5,194	3,225
あっぴい港南	港南二丁目3番13号	14人	2,234	2,398	2,076
あっぴい新橋	新橋六丁目4番2号	30人	5,342	5,920	3,744
あっぴい西麻布	西麻布二丁目13番3号	18人	5,191	4,567	2,055
あっぴい芝浦	芝浦三丁目1番16号	35人	11,462	11,890	8,587
あっぴい赤坂	赤坂九丁目4番2号	20人	4,444	5,793	3,036
あっぴい白金台	白金台四丁目6番2号	20人	2,242	2,468	1,984
P o k k e	芝五丁目18番1-102	20人	5,513	5,234	3,734

※利用定員は、1時間当たり受入可能定員

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染対策として利用自粛依頼、受入抑制等の対応を行ったため利用者数が減少

【参考】令和元年6月27日付け港区子ども・子育て会議からの答申（抜粋）

(3) 在宅子育て家庭に対する支援の拡充に努め、一時預かり事業などの定員を拡大するとともに、利用しやすい予約方法となるよう、見直しを行うこと。

5 港南四丁目保育室跡地の活用方針について

乳幼児一時預かり事業は、近年の保育ニーズの多様化等に伴う需要の高まりや、既存施設との位置的な関係から、港南四丁目保育室跡地を活用して実施することにより周辺の需要に対応することが期待できます。

また、事業内容や対象者が港区保育室事業と類似しているため、港南四丁目保育室終了後、子育てひろばとの効率的な動線確保のための最小限の施設改修の上で、速やかに事業を開始することができます。

このことから、港南四丁目保育室終了後の跡地においては乳幼児一時預かり事業を実施することとします。

なお、施設の具体的活用範囲や定員については、今後詳細な施設活用方法を検討した上で決定します。

6 他用途での活用の継続検討について

乳幼児一時預かり事業のみを実施する場合、設定する定員数によっては港南四丁目保育室跡地全てのスペースは必要としないため、乳幼児一時預かり事業実施場所を除くスペースの有効活用については、引き続き検討します。

7 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月31日	港南四丁目保育室の終了
4月～	施設改修工事、事業実施準備、予約受付 速やかに事業開始